



Title	「支那事変」時における「第三国」側の被害届について：アジア歴史資料センター資料から
Author(s)	小林, 茂
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2018, 8, p. 33-39
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/84904
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「支那事変」時における「第三国」側の被害届について：
アジア歴史資料センター資料から

小林 茂

はじめに

南京事件の被害については、これまで中国側の資料が注目され、その集成が行われてきた。日本で刊行された資料集にもそれらが紹介されており、『中国側史料 日本の中国侵略』では、「史料 12 敵軍の各種犯罪行為調査表」および「史料 13 南京大虐殺事件被害者明細表」が掲載されている（森ほか 1991: 61-134）。また『南京事件資料集 2 中国関係資料編』には、中国側で行われた軍事裁判に関連した資料として「谷壽夫戦犯事件判決書付属文献の個別虐殺部分に関する統計抜粋」などが掲載されており（南京事件調査研究会 1992: 309-359）、そこにみられる「85 国民政府が発表した南京大虐殺被害者及び親族の姓名・住所一覧公文」（南京事件調査研究会 1992: 337-358）は、前文を除けば上記『中国側史料 日本の中国侵略』の「史料 13 南京大虐殺事件被害者明細表」と同じであることも注目される。

こうした資料は貴重なものと考えられるが、それが作成された時期や経緯ということになると、上記の「史料 12 敵軍の各種犯罪行為調査表」は警察が 1945 年 11 月に行った被害調査によったとされており、また「史料 13 南京大虐殺事件被害者明細表」も、やはり戦後の作成となる。上で触れた『南京事件資料集 2 中国関係資料編』の「85 国民政府が発表した南京大虐殺被害者及び親族の姓名・住所一覧公文」の前文によれば、蒋介石（「中正」）が南京を視察したときに被害者およびその親族の申し出があり、これを司法行政部の敵罪業調査委員会と内政部の抗戦損失調査委員会に送らせて集計処理し、南京市長に 1946 年 1 月 22 日に送ったものと考えられる（高橋 1991／森ほか 1991: 94／南京事件調査研究会 1992: 337-338）。

もちろんこうした被害の集約は、第二次世界大戦終結後まで困難であったという事情を考慮する必要があるが、南京事件の発生時から 7 年以上も経過している点がまず注目される。記入された個々の被害例をみると、発生時の日付が特定できず、民国 26（1937）年 12 月、あるいは民国 26 年とだけ記されるものが少なからず見られるのは、そうした背景によるものであろう。その他の項目の記載についても、この歳月の経過が影響を与えていることと考えられる。

またこの二つの資料の作成主体は、一方が警察、他方は敵罪業調査委員会と抗戦損失調査委員会であり、当時の国民政府では戦争犯罪調査や被害調査が複数の機関によって行われていたことがわかる。その場合、こうして複数の機関が行った被害把握が一元的に統合されたのか、それともそうした作業が行われなかったのか気にかかるところであるが、2007 年に刊行された『南京大屠殺史料集』の第 48～55 巻掲載の「遇難同胞名録」（姜良芹ほか

2007) が各種の資料掲載の人的被害記録を集成するものであることは、一元的な把握が当時はできなかったことをうかがわせる。

くわえて「史料 13 南京大虐殺事件被害者明細表」では、「文号」の欄に「京 004」など資料番号と思われるものを掲載しており、個々の被害について別に調査票のようなものがあつたことをうかがわせる。この点に留意して、『日本帝国主義侵華檔案資料選編 南京大屠殺』に収録されたおなじ資料（タイトルは「国民政府致南京市政府代電」）をみると、その末尾に「国民党中央秘書処鄭彥棻致政務局陳可函」というタイトルで、そうした調査票にあたるものが掲載されていることがわかる（中央檔案館・中国第二歴史檔案館・吉林省科学院合編 1995: 482-534）。これから、表形式の資料に盛り込まれなかった他の被害（殺害だけでなく放火や略奪など）が少なからず記載されていることを知ることができる。

このような視点から見ると、南京事件の被害関係資料からそれにアプローチする前に、どのように被害把握が行われ、そしてどのように集約されていたのか、という点についてまず検討が必要であることが感じられる。被害の把握に際しては、表形式に集約された資料だけでなく、調査票のようなものがあればそれも対象にして、多角的に検討すべきであろう。

ところで、南京事件を含む日中戦争による被害に関する記録は、視野を広げると日本側の資料のなかにも見られる。とくに日中戦争の初期には、日本軍と中華民国軍の戦闘行為だけでなく、それとともに発生する社会の混乱のもとで、さまざまな形で被害が発生した。その場合、中国に居留した日本人、さらにその他の国籍をもった人びとにも被害が及んだことが明らかで、戦争の当事者であつた日本の政府機関は、それらについて調査をおこなわざるを得なかった。以下では、そのうち中国人・日本人以外の人びとが受けた被害を示すものとして、当時の関連資料で「第三國人ノ被害」と呼ばれたものについて注目してみたい。

後述するように、この被害関係資料は主として欧米系の被害者あるいは被害団体からそれぞれの国の在中国公館を経由して日本側に提出されたもので、作成時期は日中戦争期となり、上で検討した中国側の資料の場合のように第二次世界大戦後に作られたものではない。また全部ではないにしても損害賠償のため、日本側の機関が再調査している場合もあり、すべて申告だけによるものではない点でも注目される。

くわえて重要なのは、それを検討することにより、南京事件当時の南京市街でのとくに欧米人の居住状況や治安について垣間見ることができるといふ点である。すでに当時の南京については、ルイス・S・C・スミス（スマイス）と日高新六郎によって以下のように指摘されている。

南京市の戦前の人口はちょうど 100 万であつたが、爆撃がくり返され、後には南京攻撃が近づいて中国政府機関が全部疎開したためにかなり減少した。市の陥落当時（12 月 12～13 日）の人口は 20 万から 25 万であつた（スミス 1985: 219）。

事変前百万と称せられた南京市民は陥落当時二十数万に減じ、大部分は下層階級に属し、その殆ど全部は所謂「安全地帯」に移り、従って右以外の地域に在る中国人の住宅は殆んど全部空き家になっていたこと。彼ら避難民の世話は約二十人の外国私人、組織した委員会の手に委ねられて居りました（当時南京総領事の日高新六郎の証言、洞富雄編 1985: 185）。

この時期の南京市街は日中戦争の影響を強く受け、すでに通常の都市機能は維持されていなかった。欧米人の被害の届け出も、このような状況を反映することになるわけである。

1. 日本側による被害把握

外務省を中心に組織された「支那事變被害調査委員会」は、当時行おうとしていた日本人の被害の把握に際して、つぎのようにそれをとらえていた。

昭和十二年七月發生シタル支那事變ニ於テ日支兩軍ノ戦闘行為又ハ支那軍、支那官憲、排日支那人若ハ治安素乱ニ乗シタル支那民衆ノ掠奪、放火其ノ他ノ暴行等ニ依リ國家團體及箇人ノ被リタル損害……（アジア歴史資料センター資料、Ref. B05016232100、「被害調査規準」の冒頭、1938 年 4 月 9 日）

中国大陆に居住していた日本人は、日中両軍の戦闘行為にくわえて、中国側から敵国人としてとりあつかわれて各種の被害を受けており、その救済に向けて「支那事變被害調査委員会」が緊急に組織されたわけである。

外務省のほか、法制局・陸軍省・海軍省・大蔵省・通信省より派遣される全 9 名の委員より構成されるが、そのもとに外務省の関係部課、在外公館より派遣の 13 名を中心に、陸軍省・海軍省（各 3 名）、大蔵省（5 名）、通信省（1 名）派遣の幹事（括弧内は人数、合計 25 名）がおり実務を担当することになっていた（アジア歴史資料センター資料、Ref. B05016232200）。また幹事会は「一般居留民」の被害を対象とする第一幹事會、「紡績・鉱山関係」担当の第二幹事會、「船舶関係」の第三幹事會、さらに「第三國人関係」の第四幹事會に分かれていた。日本人や日本の企業関係の任務を主体としつつも、それ以外に配慮せざるを得なかったことがわかる。

ただし日本人および日本企業に対しては、被害の把握よりも融資に努力が向けられていったようである（アジア歴史資料センター資料、Ref. B02130140100）。とくに「一般居留民」の場合、急速に身の回りのものをまとめて避難・帰国しており、さらに中国側への賠償要求を行うことが困難であったという事情がその背景にあると考えられる。

これに対して「第三國人」を対象にする場合は、在外公館などを通じて、届け出や調査が行われ、今日残されている資料が多い。アジア歴史資料センターが公表している外務省資料では「支那事變関係一件／第三國人関係事故及被害関係（派遣軍行動ニヨル事故ヲ含ム）」のタイトルのもとに、書冊 8 冊にくわえ表が 1 冊あり、うち「独逸人関係」と表題に

示されたものが4冊、「仏国人関係」と表題に示されたものが1冊みられる（アジア歴史資料センター資料、Ref. B0203616800～B02030639300）。

なおこうした資料は、これまで日本で刊行された南京事件関係資料集の解説等には言及がないが、賠償を求めるという目的が明確で、被害の発生地点や被害の細目については、詳細な記述がみられることが多い。南京事件による被害の広がりだけでなく、中国側の被害把握を考える上でも参考になると考えられる。この全容を知るには、本格的な作業が必要であるが以下ではそのうち1例について紹介してみたい。

2. 在南京仏国「カトリック」教会の被害

「支那事変関係一件／第三人関係事故及被害関係（派遣軍行動ニヨル事故ヲ含ム）／仏国人関係」と題する書冊（アジア歴史資料センター資料、Ref. B02030633200 を表紙とする）にみられるフランス関係の被害届は、ほとんどがカトリックミッションのもので、被害を受けた地域は華中の広範囲に点在している。日本軍の爆撃による場合も少なくない。このうち南京からの被害届は1例のみ（アジア歴史資料センター資料、Ref. B02030635600）で、上海のフランス総領事から上海の日本総領事宛に、1938年5月と1939年9月に提出されている。以下、まずその形式からみていきたい。

冒頭に在上海総領事の三浦義秋から「中支派遣軍被害調査部長」の陸軍中佐、依知川庸治にあてた、「南京佛國「カトリック」教會」の被害表を届けるとした送り状がある。つづいて上海のフランス総領事から上海の日本総領事、三浦宛の日中戦における被害の概要を示した被害表を送る旨記しつつ、これを依知川中佐に早急に連絡するよう依頼する書状（仏文）が綴じられている。さらにこの後に、やはり仏文の被害届がある。

さて、1938年5月提出の被害届は、冒頭に上海の Mission du Kiangnan（江南ミッション）の財務を担当する神父（Révérend Père Procureur）に宛てられた送り状がある。上記江南ミッションとの関係がよくわからないが CABINET MARCEL DARRÉ と称する会社の支配人からのもので、江南ミッションの提供した目録と図にしたがって作成した被害表を送るとしている。つづく被害表は南京城外の Hsia-Kwan（下関）に立地する家屋や商店に関するもので、CABINET MARCEL DARRÉ が被害の査定を行ったものとなる。おそらくこの会社は不動産関係の業務をしたのであろう。なお下関は揚子江に面した南京の港で、倉庫や工場が多く立地していたと考えられる。

被害は日中戦で発生した火災によるもので、表ではこれら家屋や商店群を A～C のブロックに分けており、街路名と地番を表示する。以下これらについて順に示す。なお街路名の漢字は中華民國の「參謀本部陸地測量總局」製の1万分の1地形図（民国22年航空撮影測量25年4月修正同年10月製版）の「下關」図幅（アメリカ議会図書館蔵）によった（図1参照）。

・ブロック A：鉄道の北側

Ta-ma-lou（大馬路）96-106（一部日中戦争前に焼失と注記）

Eul-ma-lou (二馬路) 6-16, 18-224 (一部日中戦争前に焼失と注記)

San-ma-lou (三馬路) 1-80

Tien-cheou-li (天壽里) 1-18, 9, 27

・ブロック B：鉄道の南側

Ta-ma-lou (大馬路) 7-45

Tien-ngan-li (天安里) 2,11,13,15,17

Tien-ngan-lou (天安路) 2,4,6

Tien-pao-lou (天保路) 1-25

・ブロック C：運河の東

Sien-yu-hiang (鮮魚巷) 13,15

Tien-sen-li (比定できず) 1-14

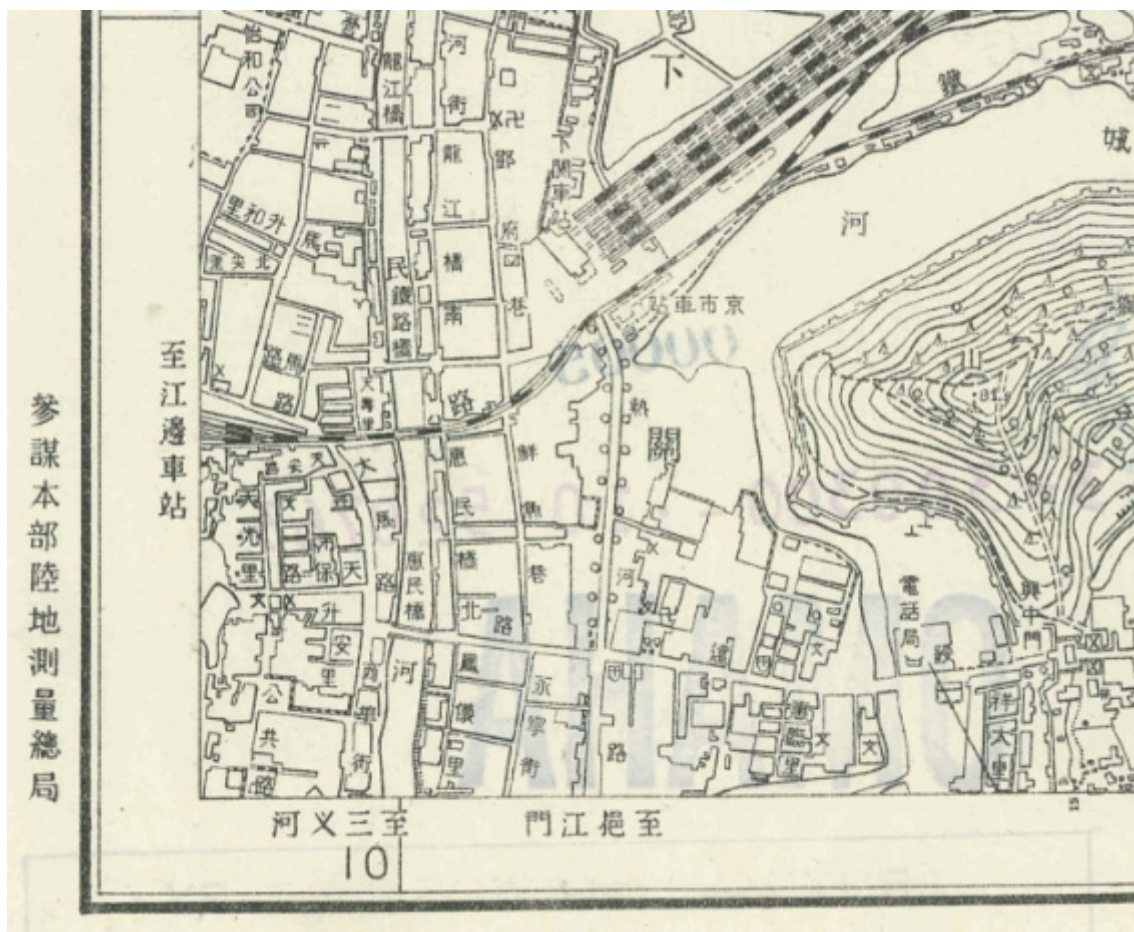


図1 下関東部 (1933年撮影の空中写真による1万分の1地形図から)

被害のあった家屋は、おもに図の左側の東西に走る鉄道の南側と北側に立地していたと考えられる (下の縮尺のスケールは0~500メートル)。

また建物は、“hong”（倉庫・工場？）、“chambre sur passage”、“boutique”、“maison d’habitation”、“godown”（土蔵）などに分けて記載され、米ドルで被害が見積もられている。

江南ミッションが下関地区にこのような不動産を保有していた背景は今後調査したいが、Planchet（1917: 139-152）をみても江南ミッションの中心は上海にあり、1927年に南京が首都になってから進出してきたものと思われる。この頃には多くのキリスト教会が建設されるようになったとされている（Fang and Yang 2017）。

もう一つの1939年9月提出の被害表に移ろう。これは Les Soeur Franciscaines de Nankin の受けた被害で、La Mission Catholique de Nankin の1937年の留置品喪失に関するものである。“Ostensoir”（聖体顕示台）など宗教用具にくわえて編み機、薬品をあげている。またその下にはアメリカのミッションの Kearney 神父宅に留置していた、時計やテーブルランプ、マットレスなどにも言及する。

この被害表では被害が発生した場所には言及していないが、興味深いのは上記の物品が1937年8月から38年6月まで退去していた時になくなっていたとしていることである。これは日本軍の爆撃の激しくなった1937年8月からすでに関係者は他の場所に避難しており、同年12月の南京占領後半年程経過した1938年6月によりやくもどってきてこれを確認したことを示している。先に示した1938年5月提出の被害表でも火災が発生した時期を示していないのは、こうした関係者の不在中にそれが起こったことに依るものであろう。

フランス人に限らず他の場合をみても、南京での被害では個人宅の掠奪の被害届が多い。南京では日本軍による断続的な爆撃のあと地上戦が予想されて多数の人が疎開したことはすでにスマイスと日高信六郎の記述や証言からみたが、南京に在住した西欧人の場合も同様に多くは疎開しており、不在中に被害が増大した可能性をさらに考えるべきであろう。

本稿では、南京事件の被害に関係する資料が、それらの作成された時期や状況にくわえて、被害そのものの発生時の状況がさまざまに関連することに触れた。現在はどうのような被害があったかについて大きな関心が寄せられているが、どのように被害に関連する資料が作られたかという点も無視できない意義を持っていることが理解されるであろう。ここでみたフランスのキリスト教ミッションの被害は、被害者不在の状態で発生した。当時他の場所に避難していた多くの南京市民の多くも、こうしたかたちでの被害を体験したと考えられ、視野を広げて検討を要することは多い。

このような作業に関連して、上記スマイスの報告の「まえがき」に、やはり東京裁判で証言したベイツが当時の火災や掠奪の状況について示唆的なことを述べている（ベイツ1985）。1937年から1938年にかけて、南京市街地での被害発生の変化を俯瞰的にレビューし、複眼的な見方が要請されていることを示しているのである。これらを参考にしつつ、被害発生の状況を復元的に再構成しつつ、被害関係資料を発掘し、分析を深める必要性は大きい。

参考文献

- 姜良芹・吳潤凱・張連紅 2007 『南京大屠殺史料集』第 48-55 卷 江蘇人民出版社
- スミス (スマイス)、L.S.C. 1985 「南京地区における戦争被害」洞富雄編『日中戦争南京大虐殺事件資料集 第 2 卷 英文資料編』青木書店 pp. 211-277. 英語原文は 1938 年刊行。
- 高橋正浩 1991 「南京大虐殺中国側史料解説」森正孝ほか編『中国側史料 日本の中国侵略』明石書店 pp. 9-18.
- 中央檔案館・中国第二歴史檔案館・吉林省科学院合編 1995 『日本帝国主義侵華檔案資料選編 南京大屠殺』中華書局
- 南京事件調査研究会 1992 『南京事件資料集 2 中国関係資料編』青木書店
- ベイツ、M.S. 1985 (スマイス「南京地区における戦争被害」の)「まえがき」洞富雄編『日中戦争南京大虐殺事件資料集 第 2 卷 英文資料編』青木書店 pp. 212-213. 英語原文は 1938 年刊行。
- 洞富雄編 1985 『日中戦争南京大虐殺事件資料集 第 1 卷 極東国際軍事裁判関係資料編』青木書店
- 森正孝・高橋正博・糟川良谷・大石恒雄 1991 『中国側史料 日本の中国侵略』明石書店
- Fang, C. and B. Yang 2017. Modern Christian landscape in Nanjing, China: A literature review. *Sustainability*, 9, 2155 (doi: 10.3390/su9112155)
- Planchet, J.M. 1917. *Les Mission de Chine et du Japon*. Pékin: Imprimerie des Lazaristes.